

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（案）
に対する意見公募手続の結果について

令和6年7月25日
資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料環境適合利用推進課

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（案）
について、意見公募手続を実施しました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年6月3日（月）～令和6年7月2日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送及び電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見数等

(1) 提出意見数：0件

(2) 意見募集を実施した際からの変更点：別紙1のとおり

3. 問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課